

亀山市立医療センター改修工事特記仕様書

本工事は工事である。

注意事項

- ① 本工事は医療センターを運営しながら外壁や病室等の改修を行うため、第三者への安全対策、工程及び仮設計画等について施設管理者と十分打合せを行うこと。(病室に関しては3工区程に分け空調機の必要ない中間期に行う。)
- ② 改修工事と営繕工事にわかれるが、営繕工事は平成24年度に完成すること。改修工事は平成24年度と平成25年度の2年にわたり行うが、工事範囲については施設管理者と十分打合せを行うこと。
- ③ 騒音、振動、臭気を伴う工事については対策を行うこと。
- ④ その他については、亀山市工事執行規則、亀山市会計規則及び亀山市契約規則に従うこと。

共通事項

この特記事項以外は下記の最新版に準拠する。但し改修部分で監督員が適用することが不適切であると判断した場合は監督員の指示による。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版
〃	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版
〃	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版
〃	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版
〃	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版
〃	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版
〃	木造建築工事標準仕様書平成16年版
〃	建築物解体工事共通仕様書・同解説平成18年版

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図平成17年版

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設工事標準図（電気設備工事編）平成22年版

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設工事標準図（機械設備工事編）平成22年版

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室監修

建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説平成18年度

三重県公共工事共通仕様書(平成21年7月制定)

1、設計図書の疑義（質問）

設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質疑書の提出によって確かめるものとする。

設計書の数量は参考値ですので現地調査し設計図書の照査を行い監督員の確認を受けて施工すること。建築基準法、消防法等関係法令上及び構造上、意匠上欠くべからざる事項は本工事に含むものとする。

2、官公署その他への手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、請負者の責任において行うものとする。

再生資源利用計画書及び再生資源利用実施書等提出すること。

建築物の80㎡以上の解体工事、500㎡以上の建築物の新築・増築工事、契約金額が1億円以上の建築物の修繕・模様替又は契約金額が500万円以上の工作物に関する工事を行う場合は

工事着手7日までに通知書を提出しなければなりません。

3、発生材の処理

引渡しを要するものは、監督員の指定する場所に整理し、リストを作成し管理者へ引き渡す。

引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法令等に従い、適切に処理する。

事前に建設廃棄物処分計画書、再生資源利用計画書を提出すること。

4、環境対策 (ISO14001 対応)

物品及び労務の供給又は請負業務並びに委託業務の実践にあたっては、下記の事項に遵守いただきますようお願いいたします。

記

- ① 各種の作業を実施されるにあたっては、電気、水の節水、アイドリングストップなど省エネ、省資源に努めていただくこと。
- ② 各種に作業を実施されるにあたっては、環境に配慮し、建設廃棄物の発生量の抑制並びに再利用、減量化に努めていただくこと。
- ③ 物品については、環境にやさしい商品を選定していただくこと。

(三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品、エコマーク製品等)

建築指導課環境配慮建設資材 (再生加熱アスファルト混合物、再生クラッシャーラン) 緊急時 (機械等からの油の流出等) 処置方法を施工計画に入れること。

5、シックハウス対策

仕上げ材料等については発散速度 $5 \mu\text{g}/\text{m}^2 \text{h}$ 以下 (F☆☆☆☆) を使用すること。適合材がなくどうしても第三種 (F☆☆☆) 及び第二種 (F☆☆) ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する場合は監督員と協議すること。

6、石綿障害予防

石綿障害予防規則における成形板等の飛散しにくい建材の解体に係る関係条項で、建築物又は工作物の解体、破砕等の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない、分析による費用及び調査する工期については監督員と協議するものとする。また、石綿等を解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用についても協議することとする。

石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

7、記録

工事写真

工事着手に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。

黒板に所定事項を明記し工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後、隠蔽又は埋設される部分は被写体に幅広テープを添えて撮影すること。

撮影は国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」に準じて行うものとする。

完成写真の提出部数は2部、工事写真は1部とする。

デジタル工事写真でも可とする、その場合は電子媒体でも1部提出すること。

提出書類

工事施工に関し必要なものを別途指示する。

完成図書、工事管理記録等は出来る限り電子データ化し別途提出すること。

工事中の連絡調整・検査立会い記録は書面で残すこと。

その他

安全管理（協議会記録、パトロール記録、安全教育）資料を整備し監督員が提示を求めたときは提出すること。

品質管理、工程管理、出来形管理等の自社管理基準を定め完成時に管理状況がわかる資料を提出すること。

8、完成図書等

工事完了前に次の図書を作成し提出する。

完成図（竣工図原図）、完成図の2つ折り製本1部、施工図の2つ折り製本1部
電子納品できるものは別に提出すること。

9、その他

現場工事時期は夏休み期間とし、工程については学校と協議すること。

工事請負金額が500万円以上の場合はCORINSに契約後10日以内に登録し工事カルテの写しを監督員へ提出すること。

緊急時（機械等からの油の流出等）処置方法及び緊急連絡体制を明確にし施工計画に入れること。

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この時期を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。

特記事項

枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置方法又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

亀山市建築工事提出書類

- ・ 施工計画書（①100万円未満不要、②100万円以上 簡易、③500万円以上必要）
- ・ 工事着工届
- ・ 現場代理人等選任通知（現場代理人経歴書及び主任技術者経歴書、免許書写し、卒業証明書のいずれか。兼務可 専任管理技術者 4500万円以上）
- ・ 契約用工程表
- ・ CORINS 登録写し（①500万円以上 簡易、②2500万円以上 契約後 10日以内に登録）
- ・ 実施工程表（監督員と協議後、作成提出）3部
- ・ 建設業退職金共済制度の証紙の購入領収書等
- ・ 部分下請負通知書または施工体制台帳（4500万円以上）（下請け契約台帳、再下請け契約届出書、施工体系図）
- ・ 諸官庁手続控・副本（リサイクル法、労基法、水道電力申込、道路等許可申請等）
- ・ 火災保険証券、労災保険成立証明書写し
- ・ 使用材料届（主要材料） 比較表（単価、性能等）
- ・ 仕様書及び試験成績書、コンクリート配合書
- ・ 施工図及び製作図
- ・ 出荷証明及び出荷伝票、納品書
- ・ 保証書（〔防水〕 請負者、下請業者、メーカー連名 [機器] メーカー）
- ・ マニフェスト写し（原本確認後コピー提出）
- ・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用実績書（データ入力共）
- ・ 日報（任意書式）
- ・ 休日作業届（任意書式）
- ・ 工事休止届（任意書式）
- ・ 月報（工事履行状況報告書 A4 サイズ 2部を毎月 25日提出、完成月は報告書を完成日付
けで提出）
- ・ 出来形報告書、施行管理資料（任意書式）（試験及び検査報告書共）
- ・ 安全管理報告書
- ・ 品質管理表
- ・ 工事打ち合せ簿、協議書
- ・ 社内検査報告書（任意書式）
- ・ 竣工図及び完成図（製本または A4 折）
- ・ 取扱い説明書（コピー 原本は担当課）
- ・ 工事写真（着工前～各工程～完成）1部
- ・ 工事完成報告書
- ・ 完成写真 2部
- ・ 各リスト表（納入、鍵、予備品、未納入など）

完成検査後

- ・ 工事完成報告書
- ・ 検査写真（完成検査時撮影後、ファイル入り 2部提出 鏡）
- ・ 目的物引渡書
- ・ 請求書（任意書式） ※提出書類は 2部を原則とし、該当部分のみ提出とする。